

誓約書の提出について

1 下請代金の支払いについて

下請代金の支払いについては、建設業法等により、その支払方法について定められており、公告に添付している「工事の適正な施工について」の中でもお知らせしております。

長崎市が発注する工事において、上記建設業法等を遵守していただいていることと思いますが、再度、支払方法（下記1-(1)・(2)参照）についてご確認ください。

- (1) 下請業者への下請代金の支払いは、できる限り現金払とすること。また、手形払を併用する場合においても、少なくとも労務費相当分は現金払とすること。
- (2) 下請代金を手形払で行う場合、そのために振り出す手形の期間は、60 日以内とし、さらに経営環境の好転に即応しつつ短縮するよう努力すること。
- (3) 契約書に基づくスライド条項の適用により変更契約を行った場合は、下請業者と協議の上、必要に応じて適切に下請代金の変更を行うこと。

2 設計変更の取扱いについて

設計変更を行う場合、現場説明書に記載している取扱いを遵守していただいていることと思いますが、再度、設計変更の取扱い（下記2-(1)・(2)参照）についてご確認ください。

- (1) 設計変更の対象になると思われる事項が生じた場合は監督職員と協議を行うこと。
- (2) 協議した結果、設計変更が必要と判断された場合は、監督職員からの指示を打合せ簿にて取り交わし後に施工を行うこと。

3 適正な雇用環境の確保について

雇用環境については、建設業法その他の法令等の定めに基づき、適正な環境を確保していただいていることと思いますが、再度、次の事項についてご確認ください。

- (1) 常時 10 名以上の労働者を使用する事業者については、就業規則を労働基準監督署に届け出ること。また、就業規則については、全労働者に周知すること。
- (2) 労働者の採用にあたっては、労働基準法の定めに従い、労働条件を明示すること。
- (3) 労働者の実際の労働時間について、適正に把握すること。
- (4) 賃金については、最低賃金以上の額を全額、通貨で直接労働者に毎月 1 回以上、一定期日を定めて支払うこと。
- (5) 労災事故防止のため安全衛生教育を実施し、労災事故があった場合は、遅滞なく労働基準監督署に報告すること。

誓 約 書

工事番号：

工事名：

上記工事について、上記1～3及び「工事の適正な施工について」を確かに確認し、記載事項を遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

長崎市長

長崎市上下水道事業管理者 様

受注者 住所

氏名

印